

# 川崎市上下水道局職員通報制度等に関する要綱

(平成18年3月31日17川水総職第847号)

## (目的)

第1条 この要綱は、職員通報の処理等について必要な事項を定め、上下水道局（以下「局」という。）における違法な行為が見過ごされることなく、職員等自らが率先して是正することにより、局の事業運営において法令遵守をより一層推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 局の機関に属するすべての者をいう。
- (2) 通報事実 局又は職員等の行為であって、通報対象事実（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）その他局の事務に係る法令（条例、規程等を含む。以下同じ。）に違反する行為の事実をいう。
- (3) 職員通報 職員等が、不正の目的でなく、通報事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報窓口に通報することをいう。
- (4) 通報者 職員通報を行う者をいう。
- (5) 通報対応業務 職員通報を受け、並びに当該職員通報に係る通報事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。
- (6) 通報対象者 職員通報を受けて、その通報内容の対象となっている職員等をいう。

## (通報対応責任者)

第2条の2 職員通報の対応責任者（以下「通報対応責任者」という。）は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）とする。

2 通報対応責任者は、職員通報に対応する体制を整備し、通報対応業務を総括するものとする。

(通報窓口)

第3条 職員通報の通報窓口は、総務部庶務課とする。

2 通報窓口は、職員等からの通報事実に係る相談を受けるものとする。

(職員通報の方法)

第4条 職員等は、職員通報をするときは、自己の所属及び氏名及び連絡先を明らかにして通報事実等を記載した書面（電子メール等によるものを含む。以下「通報書」という。）により通報窓口に通報しなければならない。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、他人の正当な利益を害することのないよう、又は正当な理由なく公務の遂行を妨げることのないよう努めなければならない。

(通報者の保護)

第6条 職員等は、通報者に対し、職員通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 職務上職員通報に係る秘密を知り得た職員等は、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、また、同様とする。

3 通報者を特定させる事項は、通報対応責任者及び通報窓口に限り共有するものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

4 通報対応責任者は、職員等が前3項の規定に反する行為をしたとき又は職員通報制度を不正に利用したときは、その職員等に対し、懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。

(独立性の確保)

第6条の2 通報対応責任者は、通報対応業務の独立性を確保するために特に必要と認める場合には、所要の手段、方法、措置等を適切に用い、又は講じ

るものとする。

(利益相反関係の排除)

第7条 職員等は、自らが関係する職員通報の事案の処理に関与してはならない。

(通報の処理)

第8条 通報対応責任者は、職員通報を受けたときは、通報書の内容等について確認した後、職員通報として処理する場合はその旨を、職員通報として処理できない場合は理由を付してその旨を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 通報対応責任者は、通報書に関して、通報者に連絡し、又は内容等を確認するときは、通報者の秘密が保持される手段、方法、措置等を適切に用い、又は講じなければならない。

(調査)

第9条 通報対応責任者は、職員通報について、必要な調査を行うものとする。

2 前条第2項の規定は、調査について準用する。

(協力義務)

第9条の2 職員等は、通報対応責任者が行う調査に、誠実に協力しなければならない。

(是正措置)

第10条 通報対応責任者は、調査を行った結果、必要があると認めるときは、直ちに通報事実に係る法令の規定に沿うよう適正な措置を講じるものとする。

(結果の通知)

第11条 通報対応責任者は、調査を終了したときは、通報事実の調査結果等を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(公表)

第12条 通報対応責任者は、通報事実に係る職員通報の状況等について、年1回公表するものとする。

(匿名等による職員等からの通報)

第13条 匿名又は口頭によりなされた通報について、通報事実の内容により必要と認めるとき又は通報事実に係る客観的な資料等の提示があるときは、その通報事実を記載した書面を通報書とみなして処理することができる。

(職員以外の者等からの通報)

第14条 職員等以外の者によりなされた通報について、自己の住所、氏名等を明らかにした書面による通報であるとき、通報事実の内容により必要と認めるとき又は通報事実に係る客観的な資料等の提示があるときは、その通報事実を記載した書面を通報書とみなして処理することができる。

2 前項の規定にかかわらず、公益通報者保護法第2条第1項に規定する者(「職員等」を除く。)が、不正の目的でなく、通報事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報窓口に通報する場合は職員通報として処理するものとする。

3 通報した者が不詳のまま、通報事実について通報がなされたときは、職員等以外の者から通報があったものとみなし、第1項の規定を適用して処理するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、職員通報制度等の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日18川水総職第995号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総総第2010号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日22川上総職第1273号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則（令和4年7月29日4川上総庶第483号）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。